

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和元年 8 月 23 日

札幌市長 秋元 克広 印



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 6 階  
札幌市監査事務局第一課総括係 電話(011)211-3232

2 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

札幌市監査事務局デジタルフルカラー複合機借受 一式

(2) 借入件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期日

令和元年 10 月 1 日 午前 8 時 45 分まで

(4) 借入期間

令和元年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までとする。

本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することができる。

(5) 借入場所

札幌市監査事務局第一課

(〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 6 階)

(6) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。
- (6) 告示日を起点とした過去5年間において、本市その他の官公庁と同種（複合機、パソコン等機器の複数年借入）契約の履行実績があること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付する。なお、下記URLのホームページからもダウンロードすることができる。  
<http://www.city.sapporo.jp/kansa/keiyaku/ippan.html>
- (3) 入札の日時及び場所  
令和元年9月2日（月）15時30分  
札幌市監査事務局事務室内
- (4) 開札  
入札終了後、直ちに上記(3)の場所にて行う。
- (5) 入札書の提出方法  
上記(3)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

#### 5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。  
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。  
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。  
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (3) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法  
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札保留のうえ入札参加要件の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする（事後審査方式）。
- (6) 詳細は入札説明書による。